

相続税納税猶予適格者証明願添付書類一覧

相続税の納税猶予に関する適格者証明書の「農地等の相続人氏名」の欄には、実印を押印してください。

特例適用農地の

- 1 位置図
- 2 公図の写し（法務局北大阪支局）
- 3 登記事項証明書（全部事項証明書。3か月以内発行。法務局北大阪支局）
- 4 固定資産・土地評価証明書（市民税課諸税係）
- 5 相続関係図
- 6 遺産分割協議書
- 7 戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍等（相続権利関係の確認できるもの）
※できましたら、法定相続情報証明制度による法定相続情報一覧図の写しを添付してください。
- 8 相続人（全員）の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）

〔生産緑地地区内農地の場合〕

- 9 納税猶予の特例適用の農地等該当証明書（都市政策課）
注：生産緑地以外の市街化区域内農地は、適用を受けることができません。

◆相続登記が済んでいる場合

＜必要なもの＞

- 1～4
- 7 被相続人の除籍謄本のみ
- 8 相続人の印鑑証明書のみ
- 9 該当する場合のみ
＜不要なもの＞
- 5 相続関係図
- 6 遺産分割協議書

◆農作業用地、農小屋等の敷地など特例適用を受けない施設がある場合は、配置がわかる図面を提出してください。

◆税務署への提出に使用する等の事情により、添付書類の原本還付を希望される場合は、原本とその写し（コピー）を提出してください。確認後、原本を還付します。

◆相続登記がお済みでない場合は、なるべく先に相続登記を済ませてから証明願を提出してください。